

よくある質問 (FAQ) 目次 (8月分・9月分)

更新日：令和3年9月30日

1. 8月分・9月分の家賃支援に関する事 P1

2. 制度に関する事 P4

3. 福岡県感染拡大防止協力金に関する事 P8

4. 申請方法に関する事 P9

5. 提出書類に関する事 P10

6. 支給に関する事 P13

7. その他 P13

1. 8月分・9月分の家賃支援に関すること

問1 8月分・9月分の家賃支援の概要は。

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「緊急事態宣言」に基づき、「8月分」8月20日から9月12日まで、「9月分」8月20日から9月30日までの全期間休業を行った飲食店等を対象に、8月分9月分の家賃について「福岡市家賃支援金」を支給します。詳細は以下のとおりです。

- ・申請期間：令和3年9月13日（月）から11月30日（火）まで
- ・支給対象：「8月分」8月20日から9月12日まで、「9月分」8月20日から9月30日まで福岡県の休業要請に伴い**休業**する飲食店等
（店内飲食（イートイン）の時短営業を行っている場合は、福岡県が申請窓口となります）
- ・支給要件：【8月分】下記の①、②の両方、【9月分】下記の①を満たすこと
 - ① 【8月分】8月20日から9月12日、【9月分】8月20日から9月30日で店内での飲食営業を休業していること（テイクアウト営業のみの場合は支給の対象）
ただし、8月20日から応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続きまん延防止等重点措置期間の要請に応じており、8月23日までに休業を開始し、上記の全期間を休業していること
- ※【第11期】福岡県感染拡大防止協力金から要請対象となる店舗（通常営業時間が5時～20時の店舗、飲食店営業許可がないカラオケ店）については、必ず8月20日から休業することが必要
- ②8月2日から8月19日は、休業またはまん延防止等重点措置の要請に応じた酒類の提供を行わない営業時間の短縮を行っていること
ただし、まん延防止等重点措置期間の要請に8月2日から応じられなかった場合は、福岡コロナ警報の要請に8月1日以降引き続き応じており、8月5日までにまん延防止等重点措置期間の要請に応じることが必要

【参考】

期 間		期間中の飲食店等への要請内容
8/1	福岡コロナ警報	・営業時間を5時から21時までの間とすること ・酒類提供は11時からとし、20時30分までをオーダーストップとすること ・カラオケ喫茶やスナック等（カラオケボックス除く）におけるカラオケ設備の利用自粛
8/2-8/19	まん延防止等重点措置	・営業時間を5時から20時の間とすること ・酒類提供を行わないこと ・カラオケ喫茶やスナック等（カラオケボックス除く）におけるカラオケ設備の利用自粛
8/20-9/30	緊急事態措置	○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケボックスや酒類持ち込みを認めている飲食店を含む）に対しては、次の(1),(2)のいずれかに応じること (1) 休業すること (2) 酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時とすること ※(1)は市家賃支援対象、(2)は県家賃支援対象

問2 自分の店舗は対象となるのか。

- ご自身の店舗が福岡市家賃支援の対象になるかどうか不明な場合は、お気軽に福岡市家賃支援事務局（電話番号 092-687-5193）までお問い合わせください。

問3 これまでの家賃支援と今回の家賃支援の違いは。

- 5・6月分の家賃支援については、緊急事態宣言に伴い、福岡県から休業要請を受けた酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して、家賃支援を実施しています。
- 8月分の家賃支援については、8月20日からの福岡県の休業要請に伴い休業する飲食店等を対象としていますが、それ以前の8月1日の福岡コロナ警報、8月2日から8月19日のまん延防止等重点措置期間の要請に応じていることに加え、8月20日から9月12日までは休業に応じている飲食店等に対して、家賃支援を実施します。
- 9月分の家賃支援については、8月20日から9月30日まで、福岡県の休業要請に伴い休業する飲食店等を対象とします。

問4 8月2日から8月19日までのまん延防止等重点措置では、休業しないとイケないのか。

- 8月2日から8月19日までのまん延防止等重点措置においては、営業時間の短縮や酒類の提供を行わないこと等が要請されており、休業を要請するものではありません。
- 8月分の家賃支援については、8月20日から9月12日までの間、休業に応じていることに加え、それ以前の8月1日の福岡コロナ警報、8月2日から8月19日のまん延防止等重点措置期間の要請に応じている飲食店等に対し家賃支援をするものです。

問5 9月12日まで休業するのに、9月分の家賃支援はないのか。

- 9月分の家賃支援については、緊急事態宣言が9月30日まで延長されたことに伴い、9月30日まで休業に応じる飲食店等に家賃支援を行います。

問6 8月20日から9月30日までの緊急事態措置では、必ず休業しないといけないのか。

- 8月20日から9月30の間は、原則、全ての期間の休業要請に応じた場合のみ、福岡市の家賃支援の対象となります。
- ただし、8月20日から応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続きまん延防止等重点措置期間の要請に応じており、8月23日までに休業を開始し、9月30日までの全期間を休業していることが必要となります。
- 同期間に、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時までに短縮した場合は、県の家賃支援の対象になりますので県へ申請をお願いします。

問7 福岡市と福岡県の家賃支援の窓口は。

- 家賃支援の窓口については、下記をご確認ください。

要請期間	8/2~8/19	8/20~9/12	9/13~9/30	8月分 家賃申請先	9月分 家賃申請先
県協力金	10期	11期	12期		
家賃対象月	8月分・9月分		9月分		
1	休業 時短	休業	休業	福岡市	福岡市
2	休業 時短	休業	時短	福岡市	福岡県
3	休業 時短	時短	休業	福岡県	福岡県

※家賃支援は、要請以前から酒類又はカラオケ設備の提供を行っている店舗が対象

※新規開店店舗は、原則、要請以前に開店している店舗を対象

※市へ家賃申請を行う場合も、県へ協力金の申請は必要

- 福岡市家賃支援事務局

電話番号：092-687-5193 / 受付時間 9:00~17:00(土日祝日も開設)

- 福岡県感染拡大防止協力金コールセンター（県家賃支援含む）

電話番号：0120-567-918 / 受付時間 9:00~17:00(土日祝日も開設)

2. 制度全般に関すること

問8 酒類又はカラオケ設備の提供を取りやめて、時短の要請に応じる場合は福岡市の家賃支援の対象になるのか。

○ 福岡市の家賃支援については、8月分は8月20日から9月12日まで、9月分は8月20日から9月30日の全期間休業を行った店舗等が対象となります。時短営業を行った店舗につきましては、県のホームページをご確認ください。

※福岡県ホームページ【第10期、第11期、第12期】福岡県感染拡大防止協力金

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/32/130/>

問9 いくら支援してもらえるのか。

○ 期間中休業する店舗等において、福岡県の家賃支援を含んだ額として、店舗の賃料等の1ヵ月分の最大5分の4、上限50万円を支援するものです。※ただし、福岡県の協力金を含め、売り上げ（前年度又は前々年度の実績月に基づき算定）を超えない範囲となります。詳細は問13をご確認ください。

支給額（見込み）の確認には、オンラインの場合は、申請サイトにある「支給相当額計算シミュレーションページ」から仮計算ができます。

URL) <https://fukuokacity-yachinshien.jp/simulation.html>

○ 支給額（見込み）が不明な場合は、お気軽に福岡市家賃支援事務局（電話番号 092-687-5193）までお問い合わせください。

問 10 家賃とは、どこまでが対象となるのか。共益費等は対象になるのか。

- 「家賃」については、店舗等の家賃のほか、店舗部分の借地料及び店舗営業に係る駐車場の借地料を対象とします。また、共益費、管理費については、賃貸借契約書等にて明記されている場合は支援対象とします。これらは全て消費税を含みます。なお、電気・水道代やリース代等、その他付随する費用については対象外となります。

問 11 自宅兼店舗のため家賃は発生していないが、駐車場は借りている。家賃支援の対象になるか。

- 駐車場がお客様用として利用しているものであれば、店舗の運営上必要と判断し、家賃支援の対象となります。（ただし、仕入れ用や社員用のものは対象外となります。）

問 12 家主から家賃の減免等を受けている場合の支援額は。

- 家賃の減免を受けている場合は、減免後の家賃額が支援対象となります。申請していただく際の提出書類の他に、家賃の減免・猶予等を受けられている場合は別途、賃貸借契約等証明書（様式3）をご提出ください。

問 13 福岡県の協力金を含め、売上げを超えない範囲とは。

- 福岡県の協力金及び福岡県の家賃支援分が、前年度又は前々年度の実績月（8月分は8月、9月分は9月）の売上げを超えない範囲において、福岡市の家賃支援金を支援します。

<例：家賃支援の支給の考え方>

① 福岡県の協力金については、福岡県に申請し A 円が支援されます。（詳細は福岡県のホームページを確認してください）

② 休業した店舗等の家賃支援については、福岡市に申請します。
→福岡市の家賃支援（最大5分の4、上限 50 万）には、福岡県の家賃支援（3分の2、上限 20 万）が含まれるため、先に福岡県の家賃支援分を計算します。

$$\text{福岡県の家賃支援分（家賃月額 } B \text{ 円} \times 3 \text{ 分の } 2 \text{、上限 } 20 \text{ 万）} = C \text{ 円}$$

その後、 A 円と C 円の合計額によって、以下のアまたはイに分類されます。

ア. 「 A 円 + C 円 > 前年度又は前々年度の売上高」の場合

家賃支援額は、 C 円（家賃月額 B 円 \times 3 分の 2、上限 20 万）です。

イ. 「 A 円 + C 円 < 前年度又は前々年度の売上高）」の場合

家賃支援額は、家賃月額 \times 5 分の 4（上限 50 万円） = D 円（ C 円 含む）です。

※ただし、 A 円 + D 円 \leq 前年度又は前々年度の売上高となります。

問 14 店内営業（イートイン）を休業し、テイクアウトのみの営業とした場合は、本支援の対象となるか。

- 店内飲食を休業し、テイクアウトのみの営業を行う場合は本支援の対象となります。

問 15 オフィス部分との併用や、住居との併用の場合はどうなるのか。

- オフィスやテナント料等については、原則として、直接的な店舗営業に必要な部分を支援の対象とします。

問 16 契約書に記載に「ごみ処理費」がある場合は共益費としてみなされるか。

- 契約書の共益費に含まれている場合に限り、家賃支援の対象とします。

問 17 商業施設等に入るテナントは、今回の家賃支援の対象となるのか。

- 使用料やテナント料等の賃料（家賃のほか、店舗部分の土地代及び駐車場店舗営業に関わる土地代を含む）については対象となります。その場合、賃貸借契約書に代わるものとして、施設使用許可証等の使用料等を負担すべきことが証明できる書類をご提出いただきます。

問 18 開業したばかりのため、前年度の売り上げはない。家賃支援は受けられないのか。

- 前年度の売り上げがない場合でも、支給要件を満たしていれば家賃支援の対象となります。（※福岡県の家賃支援分である賃料月額 $\frac{3}{2}$ 、上限 20 万円で支給）

なお、福岡市家賃支援金申請額計算書（参考資料）の①に記載している新規開店特例にて、開店日以来の売上高を基準に売上高相当を算出することもできます。

3. 福岡県感染拡大防止協力金に関すること

問 19 福岡市と福岡県の家賃支援は両方もらえるのか。

- 両方ももらうことはできません。福岡市内の休業要請の対象施設が期間中休業する場合は、問 13 のとおり、店舗の賃料等の1ヶ月分の最大5分の4、上限50万円を支援することとしており、この支援額には福岡県の家賃支援（家賃月額額の3分の2、上限20万円）を含みます。福岡県の家賃支援については、福岡県のホームページをご確認ください。

※福岡県ホームページ【第10期、第11期、第12期】福岡県感染拡大防止協力金

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/32/130/>

問 20 福岡県の家賃支援と、福岡市の家賃支援を重複して申請できるのか。

- 福岡市内の店舗で休業要請に応じた店舗等については、福岡県の家賃支援分を含んで福岡市に家賃支援の申請を行っていただきます。よって、重複して申請をすることはできません。福岡県に間違えて申請しないようご注意ください。緊急事態宣言期間中に、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて、営業時間短縮を行った店舗等の家賃支援については、申請窓口が福岡県となりますので福岡県のホームページをご確認ください。

※福岡県ホームページ【第10期、第11期、第12期】福岡県感染拡大防止協力金

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/32/130/>

問 21 福岡県の感染拡大防止協力金についても、重複して申請できるのか。

- 家賃支援について重複して申請することはできませんが、福岡県の感染拡大防止協力金については、必ず申請をお願いします。その際の申請窓口は福岡県となりますので、福岡県のホームページをご確認ください。

※福岡県ホームページ【第10期、第11期、第12期】福岡県感染拡大防止協力金

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/32/130/>

4. 申請方法に関すること

問 22 福岡市家賃支援に関する募集要項と申請書類はどこで受け取れるか。

- 9月13日から福岡市情報プラザ及び各区役所・出張所にて配布を行っています。郵送ご希望の場合、福岡市家賃支援事務局(TEL:092-687-5193 受付時間:毎日9時~17時)にお電話ください。

問 23 複数店舗経営しており、複数店舗共に申請したい。その際の書面は全て複数必要か？

- 申請する店舗数が複数の場合、申請する店舗ごとに全て提出が必要です。
ただし、②誓約書(様式2)、③代表者の本人確認書類(写し)⑨振込口座に関する書類(写し)は1部で構いません。

問 24 賃料の支払いができていないが、どう申請したらよいか。

- 支払いができていない場合でも、申請書(様式1)に契約上の金額を記載をお願いします。
ただし、別途賃貸借契約等証明書(様式3)「賃料支払い減免又は猶予を受けている場合」の書面を提出していただく必要があります。その場合、「猶予」に○をつけて、詳細の記載をお願いします。

問 25 店舗で飲食業以外の事業も兼業している。この場合、兼業分も含めて申請してよいか。

- 家賃支援金の対象となる賃料を「飲食店部分の賃料に限定」します。賃料に飲食店部分以外の部分(「住居として使用している部分」「別事業で使用している部分」など)が含まれる場合は、除外して算定します。
- 申請書(様式1)の「賃料月額」は「飲食店部分のみの金額」を記入してください。添付書類として賃貸借契約書の総床面積(平米数)が分かるページの写しをご準備頂き、飲食店部分以外の面積(平米数)をご記入ください。

5. 提出書類に関すること

問 26 すでに5月分、6月分を申請済みで、8月分、9月分を新たに申請する場合の必要書類は。

- すでに5月分、6月分を申請済みの場合は、一部書類が省略できます。詳細は福岡市家賃支援金募集要項に記載の 8.申請書類一覧のチェックリスト をご確認ください。

問 27 申請に必要な書類が多くて複雑だ。簡略できないのか。

- 過去の申請状況や売上金額により、申請に必要な書類を一部省略することができます。詳細は福岡市家賃支援金募集要項に記載の 8.申請書類一覧のチェックリスト をご確認ください。
- ご不明な点がありましたら、福岡市家賃支援事務局 (092-687-5193) までお問い合わせください。

問 28 必要書類のなかで、前年度または前々年度とあるが、どちらを出したらよいか。

- 原則、福岡県の感染拡大防止協力金（8月分10期、9月分11期）に提出した書類と同年度の書類を提出してください。

問 29 白色申告の場合の提出書類は何ですか。

- 白色申告収支内訳書の写しを提出お願いします。

問 30 令和3年1月以降に新規開業したため、初回の確定申告も終わっていない場合の提出書類はどうしたらいいのか。

- 新規開業につき確定申告書が提出できない場合は、直近3カ月の売り上げ帳簿の写し、または、法人設立届、開業届の写しをご準備ください。

問 31 確定申告書について、「税務署の收受印又は税理士の証明印が有るものが必要」と記載あるが、郵送申請したため確定申告書控えに印がない。そのような場合は印鑑無の確定申告書 B 第一表でもいいのか。

- 納税証明書にて代用頂くことが可能です。

問 32 営業の名義が『有限会社』→『個人』に変わった。営業許可証は、以前の名義でよいか。

- 変更になった新しい名義（個人）での営業許可証が必要です。
- やむを得ない理由により、営業許可証をご準備頂けない場合には理由書（様式 4）の提出が必要です。

問 33 必要書類⑥の「従来酒類を販売していることが分かる証明」とはどのような写真を撮ればいいのか。

- ドリンクメニューや、酒類が並んでいる店内の棚などの写真をご準備ください。

問 34 当月分の家賃振込明細は、前月に支払っていても問題ないか。

- 契約書に則った賃料が支払われたことが確認できるものであれば、問題ないです。

問 35 賃貸借契約書が大量ページあるが、すべて添付が必要か。

- 物件所在地、賃貸人・借借人の記名・捺印、賃料、契約期間（又は自動更新である旨）が記載されているページの添付をお願いします。

問 36 申請書(様式 1)にある「事業者基本情報欄の住所(所在地)」欄はどのように記載すればいいのか。

- 個人事業主の場合は：代表者住所(自宅)、法人の場合は：本社所在地をご記載お願いします。

問 37 個人事業主だが、誓約書(様式2)の「法人名または屋号」欄は何を書いたらいいか。

- 屋号(施設名)をご記載ください。

問 38 賃貸借契約等証明書(様式3)について、県の協力金申請の際に同内容の「様式第6号」で記入したが、今回の家賃支援の申請時に代わりとして提出してもよいか。

- 『県・様式第6号』を『市・様式3』の代用として頂いて構いません。(別途、様式3のご記入は不要です) また、記入日が9月13日より以前のものでも問題ありません。

問 39 賃貸借契約等証明書(様式3)の自署記入欄において、ゴム印の利用は可能か。

- 賃貸人自署欄については、ゴム印の利用が可能です。

問 40 賃貸契約が自動更新のため、更新後の契約書はない。どうしたらよいか。

- ご提出いただく賃貸借契約書に「自動更新する」旨の文言が明記されていれば、賃貸借契約等証明書(様式3)の提出は不要です。

記載がない場合(更新の延長も可能、など明記されていない場合含む)は賃貸借契約等証明書(様式3)の「(2) 契約書の契約期間に要請期間が含まれていない場合」をご記入の上ご提出ください。

問 41 契約書を紛失してしまった。賃貸借契約等証明書(様式3)の提出をすれば問題ないか。

- 賃貸借契約等証明書(様式3)の「(3)契約書がない場合」や、その他必要事項に詳細記入をお願いします。

問 42 賃貸借契約等証明書(様式3)は、昨年の福岡市家賃支援金申請時に書いてもらった書類を利用することは可能か。

- 昨年実施した福岡市家賃支援金の書類については、利用できません。

問 43 賃貸借契約書の借借人は旧姓、申請者の名義は新姓だが、賃貸借契約等証明書(様式3)の「(1)契約書の借借人と申請者の名義が異なる場合」の理由にはどのように記載すればよいか。

- 新姓名義の本人確認書類(写し)を提出していただくとともに、賃貸借契約等証明書(様式3)の理由欄に旧姓から新姓にかわっていることを記載のうえ提出してください。

問 44 賃貸者である不動産管理会社が、A社からB社に変わっている。追加で添付する必要がある書類はあるか。

- 「A社と申請者様の間で結ばれた賃貸契約書のコピー」、「変更通知書等(B社に名義変更なされた内容が分かる書面)」の両方添付をお願いします。契約書や変更通知書がない場合は、賃貸借契約等証明書(様式3)の提出をお願いします。

問 45 家賃と駐車場代が別の契約になるが、その場合申請方法はどうか。

- それぞれの契約書の写しが必要です。契約書がなければ賃貸借契約等証明書(様式3)の提出をお願いします。但し、店舗営業に係る駐車場のみ(お客様向けに広く提供されているものに限る。仕入れ用や社員用のものは不可とする)が支援対象です。

6. 支給に関する事

問 46 申請から支給までどれくらい日数がかかるのか。

- 書類に不備がなく、順調に審査が完了すれば2~3週間程度の予定ですが、提出書類の不備や申請内容によっては、審査に時間を要する可能性があります。また、福岡県感染拡大防止協力金の支給決定後の振り込みとなります。

問 47 家賃支援については日割りなのか。

- 日割りはせず、月額家賃で算定します。

7. その他

問 48 申請書類を誤記入をしてしまった。

- 各書類については、2重線と訂正印で対応可能ですが、誓約書(様式2)は訂正不可ですので、再作成してください。なお、消せるボールペンや修正ペンは使用しないでください。